



今の日本は、消費税の引き下げをしなければならない!! 国民の生活と日本の未来を立て直すために!!

~~~~~消費税創設後の失われた30年の経済財政の実態と消費税が抱える5大ブラックボックス~~~~~

皆さん今日は。福田あきおです。私は今通常国会、財務省と予算及び決算行政監視委員会等において4回合計151分、消費税の抱える根本的な問題点について議論しました。その中で見えてきた消費税の闇を「ブラックボックス」と名付けました。

消費税は、物品やサービスの消費に課税する間接税で、消費者が最終的に負担する税です。



事業者は納税義務者とされているが、仕入税額控除方式によって実質的な負担を免れています。しかも輸出は免税となっており全額還付されその税額すら公表されず、国の予算書、決算書にも出てこない。消費税法第9条第1項第1号に「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付は免税とする」と書いてあるだけなのです。

そこで、私は消費税創設後の経済財政の実態と消費税が抱える5つの大きなブラックボックスを明らかにし、消費税率の引き下げ等税制の抜本改革をして国民の皆さんの生活と日本の未来を立て直します。皆さんの率直なご意見・ご批判をお願いします。



7月18日(土)から4月6日の衆議院決算行政監視委員会の質問(4つのブラックボックス)をYouTubeで公開していますので、是非ともご覧下さい。

### 私たち日本の不幸な失われた30年の歴史

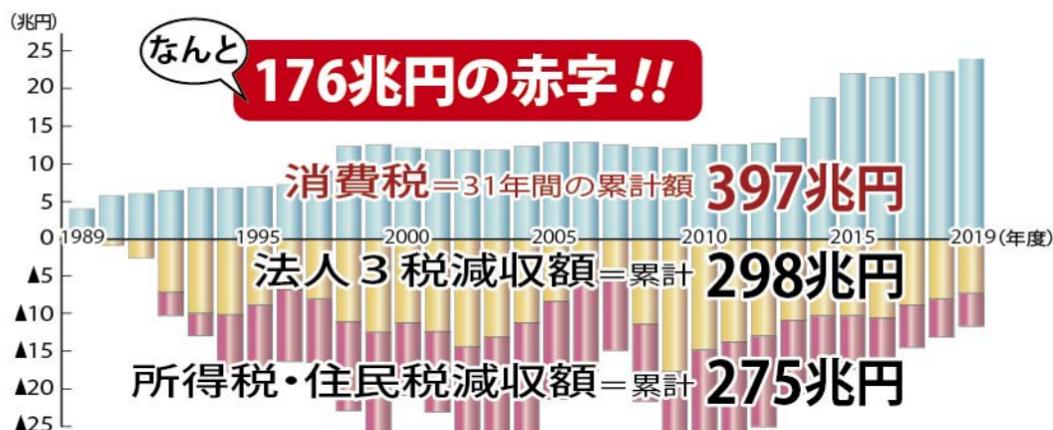
消費税創設者の狙い通り、家計の金融資産と法人企業の内部留保資金は大幅に増加した！しかしながら、名目GDPはほとんど成長せず、その他の経費を増額して大きくしたとの疑念も指摘されている！一方政府の税収もほとんど増えず、国債借入金のみ大幅に増加した！

消費税創設後、失われた30年の国の名目GDP、一般会計の税収額、国債借入金残高及び法人企業の内部留保資金と家計の金融資産の推移！



### 「社会保障の充実」目的のはずなのに！

法人税と所得税・住民税減税の穴埋めに消えた消費税収。



$$397兆円 - (298兆円 + 275兆円) = -176兆円$$

中央大学名誉教授 富岡幸雄氏作成のデータを元に作成

消費税創設の本当の目的は、  
法人税、所得税、住民税の大幅減税だった！

### 新型コロナ感染症対策の強化が必要!!

緊急事態宣言が解除されてから社会経済活動が活発になり、感染症患者が都会を中心に増加してきました。いまだ PCR 検査体制が十分でないで、「新しい生活様式の実践例」(身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、3密の回避(密集、密接、密閉)毎朝体温測定、健康チェック)を参考に自分の健康をそれぞれ守っていきましょう。誰でも受けられる PCR 検査と医療体制の充実が必要だ。尚、栃木県では PCR 検査センターを8ヶ所設置することが決まっています。そのうち第2区管内の設置状況をお知らせします。

#### PCR 検査センター設置状況(2020年7月21日現在)

対象は原則として管内医療機関から連絡を受けて予約登録した者。

- 宇都宮市(5/13 から)宇都宮市保健所で予約登録した者
- 鹿沼市(7/20 から)県西健康福祉センターで予約登録した者
- 日光市(7/20 から)県西健康福祉センターで予約登録した者
- 栃木市(6/15 から)栃木健康福祉センターで予約登録した者
- 塩谷郡市(調整中)

別途「帰国者・接触者外来」が県内に26医療機関あり、そちらでも PCR 検査ができます。

# 我が国の消費税が抱える **5大** ブラックボックス



消費税の隠された謎を解く

## 1 BLACK BOX

**仕入税額控除方式と多段階課税・・・最終的に消費者の税金で輸出免税還付金をつくっている事をご存知ですか！**

消費税の多段階課税のしくみ

○消費税は、財・サービスの消費が行われる事に着目して課税される税  
○消費税の実質的な負担者は消費者であるが、納税義務者は事業者  
○全国にわたる製造、卸、小売り等の各取引段階の事業者が納付する消費税額の合計は消費者が負担する消費税額に対応

○各事業者の納税額 = 売上税額 - 仕入税額  
※消費税における非課税取引以外は全て仕入税額控除の対象となる。  
例えば、派遣労働者の賃金、外注の委託費をはじめ物品・家賃や上下水道光熱費などの一般管理費、設備投資等も対象となる。



消費税における非課税取引は右記の通り

- ①税の性格から課税対象とならないもの
  - ・土地の譲渡及び貸付け
  - ・有価証券、支払い手段の譲渡
  - ・郵便切手類、印紙、物品切手等の譲渡
- ②社会政策的な配慮に基づくもの
  - ・医療保険各法等の医療
  - ・介護保険法の規定に基づく居宅サービス、施設サービス等
  - ・社会福祉法に規定する社会福祉事業及び社会福祉事業に類する事業等
  - ・助産
  - ・埋葬料、火葬料
  - ・身体障害者用物品の譲渡、貸付け等
  - ・一定の学校の授業料、入学金、施設設備費、学籍証明等手数料
  - ・教科図書の譲渡
  - ・住宅の貸付け

## 2 BLACK BOX

**輸出は消費税率 0%をご存知ですか！** 輸出に係る仕入税額が全額還付される。

- ガット・ウルグアイラウンドの大原則・・・自由貿易を推進する為に輸出量を増やす補助金又は減税は禁止。
- WTO(世界貿易機関)の付属書でその国の付加価値税率(消費税率)の範囲内であれば輸出免税還付金を OK とした。
- OECD(経済開発協力機構)のガイドラインで付加価値税(消費税)は輸出先(仕向地)の消費者が負担するものだから内外の企業を公平に扱う為に自国で負担した税は還付するという仕向地主義によって理論づけしている。  
しかしながら、付加価値税のない世界一の経済大国アメリカ合衆国へ輸出しても還付される。これが貿易摩擦の大きな原因ともなっている。

## 3 BLACK BOX

**国と地方公共団体が国民の税金で消費税を負担している事をご存知ですか！**

- 国と地方公共団体は、税を徴収する権限がある徴税権者でありながら、多額の消費税を負担している。  
一般会計は、消費者として国民の皆さんから頂いた税等の一般財源で消費税を負担している。  
例えば ボールペンなどの物品の購入から道路や橋、学校などの公共事業にも消費税を払っている。  
特別会計は、事業者として売上税額から仕入税額を差し引いた残額を負担している。  
例えば 下水道の特別会計や上水道の企業会計等である。
- 国と地方公共団体の一般会計が負担している消費税は、消費者としての負担なので仕入税額控除方式が入っておらず、消費者＝国民の皆さんの負担を増やすものであり止めるべきである。消費税率が上がれば上がるほど国民の負担は二重に増えてゆくことになる！
- 国と地方公共団体の一般会計が負担している消費税も公表されていない。

## 4 BLACK BOX

**消費税が景気の変動に強いというのは本当ですか！**

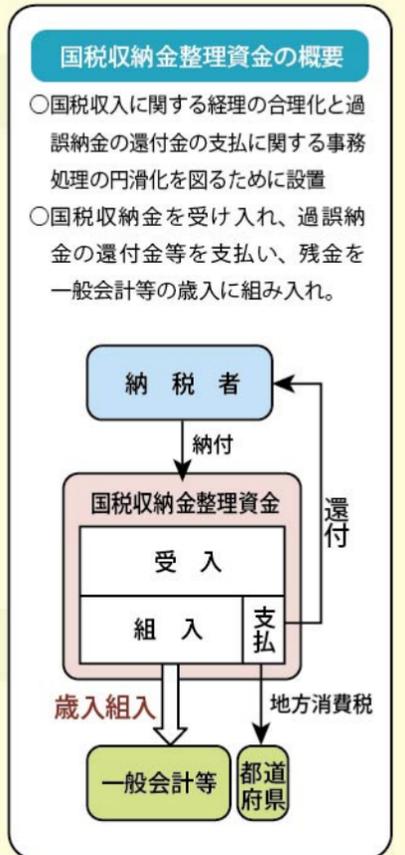
- 国と地方公共団体の一般会計が負担する消費税額  
国(令和元年度当初予算額)約 5,800 億円 地方(平成 29 年度当初予算額)約 1 兆 6,000 億円 ⇨ **合計：約 2 兆 1,800 億円**
- 令和元年度補正予算(第 1 号)における減額補正額  
法人税△ 1 兆 1,430 億円 所得税△ 8,700 億円 消費税△ 3,300 億円 ⇨ **合計：約 2 兆 3,430 億円**
- 国と地方公共団体の一般会計が負担していない場合の消費税の減額補正額  
消費税 3,300 億円 + 国 5,800 億円 + 地方 1 兆 6,000 億円 = **△ 2 兆 5,100 億円** と考えられる  
※消費税が景気の変動に強いというのは、国と地方公共団体の一般会計が、消費者＝国民の税金で消費税を負担しているからである。
- 消費税は元々物品やサービスの消費に課税するので、景気の良し悪しに影響を与えるものだ。  
消費税率を 5%⇨ 8%⇨ 10%に引き上げた時の駆け込み需要と反動域を見れば明らかだ。  
国と地方公共団体が支えていることが大きい。

## 5 BLACK BOX

**〈国税収納金整理資金〉が輸出免税還付金を隠蔽している事をご存知ですか！**

- 消費税もいったん国税収納金整理資金に全額入れて、消費税収額から過誤納金だけでなく輸出免税還付金を差し引いた残りを国の歳入に計上すれば良いことになっている。したがって国の予算書・決算書の歳出として計上されないで、輸出免税還付金がいくらか分からなくなっている！国会で質問しても数字は答えない！

**こんなデタラメな会計許されますか！**



## 福田あきおの提案

**消費税の情報開示でブラックボックスを開けよ！！**  
今こそ消費税の減税等税制の抜本改革をしなければならない！

- ① 消費税創設の目的は直間比率の見直し(法人税、所得税、住民税の大幅減税)であったこと。(消費税の用途が予算書に明記されたのは後付けで平成 11 年度以降だった。)
- ② 消費税の本当の負担者は消費者＝国民であること。(多段階課税で生産、卸、小売、事業者の納税額を消費者が最終的に全額負担している。)
- ③ 輸出免税還付金は輸出産業を育成するものであること。(輸出産業は消費税率が上がれば上がるほど還付金が増え、どんどん増えてゆく。)
- ④ 国と地方公共団体は、消費者となり国民の税金で消費税を負担していること。(事業者としても国民の税金で負担している。)
- ⑤ 小規模事業者の負担が重すぎるので、軽減税率とインボイス制度(適格請求書等保存方式)は廃止すること。

その上で、行き過ぎた直間比率の見直しを前提に応能負担の原則に基づき、消費税・法人税・所得税三税の抜本改革をして

**国民の生活と日本の未来を立て直そう！共に！**

※あなたのご意見・ご批判お待ちしております。(福田あきお事務所まで)



国会だより

\*\*\* お知らせ \*\*\* 福田あきおの著書  
今こそ分度推譲で新・日本列島改造論『消費税、法人税、所得税三税一体改革仕法』  
～真に公平、中立簡素な税制で超格差社会から脱出～  
8月下旬以降に発刊予定です！